

第 2 回

新宿区障害者施策推進協議会

平成 2 6 年 8 月 2 1 日 (木)

新宿区福祉部障害者福祉課

午後 2時00分開会

○障害者福祉課長 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。

皆様、お忙しいところ、また大変お暑い中、御出席くださいますありがとうございます。障害者福祉課長の西方でございます。

本日は、平成26年度第2回の障害者施策推進協議会全体会でございます。第8期の委員による5回目の全体会となっております。

まず開会に先立ちまして、人事異動によりまして委員の交代がございましたので、今年度新しく委員となられます方へ委嘱状をお渡しし、御紹介させていただきます。本来でしたら、新宿区長中山弘子からお手渡しするところでございますが、福祉部長の小池から交付させていただきます。

東京都心身障害者福祉センター所長、藤井麻里子様でございます。御起立くださいませ。

○小池福祉部長 委嘱状、藤井麻里子様。新宿区障害者施策推進協議会委員を委嘱します。平成26年8月21日、新宿区区長、中山弘子。よろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、藤井委員のほうから御挨拶と自己紹介をお願いいたします。

○藤井委員 東京都心身障害者福祉センター所長の藤井と申します。本年7月16日付の異動でこちらのほうに参りまして、委員を務めさせていただくこととなりました。前職は東京都福祉保健局障害者施策推進部の計画課におりまして、東京都のほうの計画の策定に携わっておりました。今回こうした形で新宿区の計画策定にかかわれますことを大変うれしく思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

私たちの特別区障害者福祉課長会でもよく御説明いただきまして。東京都のいろんな情報などもこの機会ですらいろいろと教えていただければと存じます。よろしく願いいたします。

では、次に委員の出席の状況について御報告させていただきます。

欠席の御連絡でございますが、助川委員、それから天方委員、益子委員の3名から事前にいただいております。本日、磯委員と力武委員の5名が欠席でございます。定足数には達しておりますので、今回協議会は成立しております。では村川会長、進行をよろしく願いいたします。

○村川会長 皆様方、大変暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより平成26年度第2回新宿区障害者施策推進協議会を始めていきたいと思っております。

それでは、お手元でございます本日の次第に従いまして議事を進めてまいります。お

むね午後4時ごろまでの2時間の予定ということで、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の議事といたしましては、協議事項として新宿区の障害者計画・第4期障害福祉計画素案原案につきまして、これより審議に入りますが、最初に資料確認をお願いいたします。

○障害者福祉課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、机の上にA4の印刷物がございます。本日の次第、それから障害者施策推進協議会委員名簿、こちらは新しく委員になられました方を入れておりますので、御確認ください。それから「障害者福祉計画・第4期障害福祉計画素案原案のページ入り目次」、こちらは先に送付させていただいております目次にページが抜けておりましたので、今回こちらを参考としてごらんください。それから閲覧資料といたしまして「新宿区障害福祉計画・第3期新宿区障害福祉計画」、「新宿区障害者生活実態調査報告書（概要版）」をお配りしております。そのほかに発送済みの資料でございます。さきに発送させていただいておりますものといたしまして、「障害者計画・第4期障害福祉計画素案原案」、クリップどめで3部構成になっております。それから、「第1回障害者施策推進協議会会議録（案）」でございます。こちらは1回目のものでございます。

これまで御紹介しましたところで、お手元にない方がいらっしゃいましたら、事務局からお届けいたしますのでおっしゃってください。不足ございませんでしょうか。では、進めさせていただきます。

協議会の終了後に、閲覧用冊子は事務局のほうで保管いたしますので、またテーブルの上にそのまま置いておいてください。それから、この配付物でございます会議録（案）でございます。こちらは委員の皆様の御発言内容をこちらのほうで議事録にまとめたものでございます。御確認いただきまして、必要な訂正を加えまして、確定版として区のホームページに掲載することになっておりますので、今年度からこの事前に確認手続は行わせていただくことといたしました。これがそのまま載ってしまいますので、ちょっと趣旨と違いますとか、発言が何か違うふうな感じに直っていたりとか、いろいろなことが起こっているかと思っておりますので、起こっていないと思うのですが、もし何かございましたらこちらのほうに御連絡いただければと思います。訂正させていただきますので、御確認ください。

以上でございます。

○村川会長 それでは、早速議事に入ってまいりたいと思います。

本日の協議事項であります新宿区障害者計画・第4期障害福祉計画の素案原案について、

事務局から説明をお願いいたします。

○障害者福祉課長 続けてお知らせいたします。

今回、5月の第1回障害者施策推進協議会の後、第2回専門部会、第3回専門部会を通しまして、今回の素案原案の作成に向けて協議を重ねてまいりまして、本日の配付資料の形とさせていただきますことができました。専門部会の委員の皆様につきましては、改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

この原案につきましては、3部に分かれております。第1部総論から順次御説明させていただきますので、総論のところをごらんください。簡単に説明させていただきますが、まず2ページをごらんください。2ページが計画の背景でございます。先日来お話ししておりますように、障害者施策は大変法律の改正が続きましたので、そちらについて大まかに述べさせていただきます。ただ、例えば難病のこととか、これからまだまだ変わることがございますので、今後こちらをパブリックコメントなどに提出するまでに、また詳しいことがわかってまいりましたら、そちらをまた記載させていただくようになると思います。これが背景でございます。

3ページ目でございます。こちらは計画の位置づけとなっております。障害者計画と障害福祉計画、この違いについて述べさせていただきます。それとともに、計画の期間なども述べておりまして、5ページのほうでございますように、新宿におきましては基本構想、そして総合計画、それに基づく実行計画という形になっております。それと、それぞれの障害者計画、福祉計画の機能、重なり方についてこちらで確認していただいております。

その次、第2章でございます。こちらが障害者の状況でございます。今回、先日に申し上げますように、手帳などにつきまして人数、それからパーセンテージなどを載せられるところは載せさせていただきます。それから、今回9ページをごらんいただきますと、パーセンテージを網かけで載せています。例えば、26年度は身体障害者の1級の方が33%、3分の1は1級の手帳をお持ちの方というようなことがわかるようになっております。それから、所持者数の構成比などがありまして、11ページが知的障害者の所持者数になっております。それから、13ページが精神障害者について載せさせていただきます。

今回から難病の患者につきまして、15ページに載せさせていただきます。また障害福祉サービスの支給決定者数につきまして16ページに載っております。どのぐらいの方が御利用されているのかということがこちらで一覧となっております。

それから、18ページは障害児についての通所支援サービス支給決定者の推移。このところ

ろにきて急に伸びていますということがわかるようになっていきます。また以前、23年度までが児童デイサービスというくくりで違った形になっておりましたので、今回ちょっと位置づけも違っているんですが、一覧とさせていただいております。詳しくは18ページ下の図解というところで、ちょっと印刷が薄いのですが、こんな形でサービスが変わりましたということを示しています。

それから、19ページが調査結果の概要が載っております、ここに以前、グラフ化したものを載せていたのですが、もうちょっと精査させていただき、今後ここに載せることといたします。

第1部については、本当簡単で申しわけないんですが、まず21ページが計画の理念と基本目標という形、それから「障害者の権利に関する条約」のコラムを載せます。それから基本目標の1、2、3までを第1部としておりますが、ここまでで一旦御説明のほうは終わります。

○**村川会長** それでは、計画の素案原案ということで大部にわたりますので、部ごとに区切ってこれより審議をいただくわけでありますが、ただいま説明のありました第1部総論、計画の基本的な枠組みであるとか、区内における障害者の現状、手帳等をお持ちの方、あるいは調査結果の概要、さらには第3章で計画の基本理念と基本目標が示されているところであります。

それでは、この関係につきまして御質問、あるいは御意見、どちらでも結構でございますが、各委員からお出しいただきたいと思っております。どうぞ。

○**島田委員** 島田です。5ページなんですけれども、上の段で新宿区障害者計画の期間は平成21年度から29年度というふうに示されていますけれども、この下のグラフといいますか、図のほうでは20年度からずっと続いているんですけれども、これは何か20年以前からずっと続いたという意味で、ただ見直しが20年にあったとか、そういうことじゃないですか。

○**障害者福祉課長** 大変申しわけございません。第1期が実はここがすごく難しいところだったんですが、19年、20年と第1期が小さく続いていまして、障害者計画のところは21年からになっている、なのでその前の計画が実は19年度で終わっていて、20年は19年を延ばしていたんですね。その辺がすごく難しいところなんです。

○**村川会長** 計画期間の幅のとり方ということもありますし、これは2005年、2006年実施の障害者自立支援法等の影響がありまして、障害福祉計画が第1期、19年度、20年度、それから障害者計画全体は以前から続いていたものが、19年度までであったものが20年度の1カ年に

ついて延長措置がとられてきていると。ちょっとその辺が今説明にあったとおりですけれども、詳しく書かれておりませんので、下に脚注をつけるか、そういう形かで少し工夫をしていただくということで解決できればと思いますが、島田さん、よろしいでしょうか。

○島田委員 はい。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。

○村川会長 ほかにいかがでしょうか。できましたら、第3章の基本理念のところについて、この後もう一度10月ごろに議論はできるかとは思いますが、計画としての基本理念、基本目標でありますので、従来から引き継いでいる部分もございますが、新たに書き加えられた部分もございますので、ぜひ御意見、御質問でも結構ですが、お出しただけだと思いますが、いかがでしょうか。既に説明がなされておりますが、第1部、21ページ、第3章のところではありますが、計画の基本理念といたしましては、これまでもほぼ同様の趣旨はございましたが、障害のある方が尊厳を持って生活できる地域社会の実現ということで、特に我が国では障害者の権利条約が批准されるなど、大きな動きもございましたので、そうしたことを踏まえて区においては障害の有無にかかわらず、個人の尊厳が尊重され、それぞれの自己選択、自己決定によって地域の中で他の人々と共生することが妨げられずに、安心して暮らすことができ、区民一人一人が大切にされる地域社会を目指しますということがございます。

2点目には大きくバリアフリー社会の実現、その中でも共生社会ということが触れられております。

また、3つ目には必要なときに必要な支援が得られる地域社会の実現ということで、ライフステージを踏まえた、それぞれの方に必要なサービスが行き渡るという趣旨が位置づけられているわけでございます。

また、24ページにはそうした基本理念を受けて、基本目標として3項目、安心して地域生活を送れるための支援、ライフステージに応じた成長と自立への支援、地域社会におけるバリアフリーの促進となっております。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○吉村委員 子ども家庭部長です。

2ページの背景のところの難病患者が触れている点なんですけれども、法律によって障害者福祉の対象に正式に含まれることになったという表記があるんですが、正式にということろに疑問というか、法律で対象になって正式に障害者施策の対象になったというならわかるんですけれども、法律で対象に正式に含まれるという、法律を持ってきたときに正式にとい

う言葉がここに入っていていいのかどうかというのがちょっと読んでいて違和感があったので、どうしろということではないんですが、ちょっとお考えいただいたほうがいいかなと思いました。

○**村川会長** ありがとうございます。大変重要な御指摘をいただきました。ここのところは基本的には昨年度から始まっておりますが、障害者総合支援法が実施に移され、かつその中で難病患者の方、これは難病の方全員ではなく、示されておりますような130の疾患が国では指定をされておりますので、今後これは数量的には変わる可能性もありますが、御指摘のように、あえて正式にと言わなくても法的に、また国の法例によってそうなっているわけですので、ちょっと表現上の工夫をさせていただくと。正式にというのは別にあえて書かなくても、要するに障害者福祉の対象となったということが基本的な事柄でありますので、そのように整理をさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。それではまた後ほどお気づきの点がありましたら、御指摘いただくこととして、まだきょうは2部、3部、それぞれ内容的に重要なところもございますので、そちらのほうに議事進行してまいりたいと思います。

それでは、第2部の計画原案について事務局から説明をお願いいたします。

○**障害者福祉課長** これまで何度も書きかえとかにいろいろと御一緒に御協力いただきまして、本当にありがとうございます。第2部につきまして、先ほどの1部の24ページの基本目標が第2部、26ページの基本目標の、ちょっと薄くて申しわけないんですが、安心して地域生活を送れるための支援、それからライフステージに応じてというふうに、この基本目標の1、2、3にフィックスが合っているようになっております。

こちらの一覧表を一方でごらんになりながら、今回は一番最初にやりましたが、重点的な取り組みを中心にどのように変えたかということもお話しさせていただきながら御説明させていただきます。

まず、こちらの体系図をいつもごらんになりながら、まず30ページ、基本目標の1が30ページから始まります。今回は現状と個別目標の中の基本施策にございます現状と課題につきましては、ここにアンダーラインがこれだけございますように、現状が大きく変わりました。これは法律も変わりましたが、サービスを提供される方の状況、サービスを受ける方の状況、両方とも変わりました関係上、やはりあとは新宿区でも例えば直営の相談支援センターをつくったといったようなことがありますので、ここがどうしても状況的に一番大きい分析になりますので、これだけアンダーラインがつきまして、書き加えが多くなっております。

実は今回後で見てわかるんですが、ここの施策の現状を頑張って書いた分、ほかとのアンバランスがすごくありまして、こちらについては私たちも今の現状変わっているというのを述べたいんですが、ほかとのバランスをどう考えていくかというのが実はちょっと難しいバランスのとり方になっています。ですが、一応現状はこれだけ分析させていただきましたので、今回そのまま載せさせていただきます。

基本目標に1に対しまして、41ページの個別施策9、相談支援体制の構築が重点的な取り組みとして掲載させていただいております。こちらはここの全体の中でいいますと、分析していただく、相談で大事なんだなということを具体的にどうするかという問いになっているんですが、いきなり話が小さくなっているんですね。それなんです、重点的な取り組みということで、相談体制の構築をここに述べさせていただきます。

それから、個別目標の2が地域生活への移行の推進ということですが、こちらにつきましてはやはり入所施設のこと、それから社会的入院のことなどを43ページですね、現状と課題で分析させていただいております。

そして、個別施策の12、44ページが病院からの地域生活移行の支援について重点的な取り組みとして書き込ませていただいております。こちらは主に精神科病院等からの退院の促進などについて書かせていただいております、具体的な施策といたしましても、45ページの上のほうにございますが、区立障害者生活支援センターとして来年7月に開設する施設がございまして、こちらへの期待を込めまして書かせていただいております。

そして、その次が基本施策2が46ページにございます。こちらは基盤整備について書かせていただいております。日中活動などもありますし、49ページは入所支援施設等の設置及び支援ということで、こちらは等をつけさせていただく形で、シャロームみなみ風などのことについて、こちらは新宿区内でも初めて大きな入所施設、入所施設では2つ目ですが、入所施設などになりますので、コラムで紹介をしたいと考えております。

続きまして、50ページが個別目標の3、権利を守り安全に生活できるための支援ということで、こちらに分析などもさせていただいております。

基本施策の2が災害等から障害者を守る安全に生活できるための支援でございます。ここには53ページにございますように、ちょっと小さい項目なんです、消費者被害、消費者としての障害者を守るということも書かせていただいております。その前のヘルプカードなど、それから人工呼吸器のことなどについても入れております。

それで、54ページをごらんください。すみません、印刷が本当に薄く、見えなくなってい

るんですが、この上があいっていますよね。この54ページの上に実は「基本目標2、ライフステージに応じた成長と自立への支援」というものが、原稿にはあったんですが、印刷したら消えてしまいました。これは本番ではしっかり出しますので、お許してください。

ここからが基本目標2のシリーズになります。個別目標1、基本施策1として入ってまいります。こちらにつきましては、障害の早期発見、成長・発達への支援ということですので、お子様について書いておりますとともに、障害者手帳がない方についても一定程度の支援をしていきたい。早く支援をすることで障害なども軽くて済むんだということも含めて、取り組みを書かせていただいております。

そして、個別施策の20、それから21と進んでまいりまして、基本施策2が障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実でございます。56ページです。こちらですが、今回①②ということで、22、23、24というふうに、これまで1つだったものを3つに分けて施策展開を考えております。まだちょっとバランスが悪いので、こちらについて次回専門部会などでもうちょっと整理していくべきだと考えております。今回間に合っていないので、バランスが悪くなっています。どこにどの項目を入れたらいいかということで、バランスをまだとっているところです。

そして、個別施策22でございます。具体的に58ページです。こちらが乳幼児期の支援体制の充実、保育園・子ども園等のことなどについても書いてございます。それから、23が学齢期の支援体制の充実です。こちらにつきましては、情緒障害等通級指導学級の新設などについても書かせていただいております。

それから、24が療育・保育・教育・福祉施策の連携となっております。こちらにつきましては、サービスの利用計画、障害児支援利用計画など、それから個別支援計画のこともしっかりと書いております。今さらでございますが、障害サービスにつきましては、サービス等利用計画で、お子様につきましてはホームヘルプサービスなどを使われる方は、サービス等利用計画というほうの計画をつくることとなります。障害児の通所サービスについては、障害児支援利用計画となっております。お子様によりましては2つの計画じゃなくて、2つをつくる時には障害児支援利用計画のほうを作ります。ちょっと複雑なんですけど、制度が2つかぶっているんで、そういった形になりますので、それについてきちんとどこかでコラムをとりたいねというふうに考えています。今はこの利用計画がないとサービスをこれから使えなくなるので、そういったこともしっかりと書き込んでいきたいと考えて、コラムでそれについては対応させていただきます。

そして、個別施策25が放課後支援等の日中活動の充実でございまして、これは障害児施策におきましても放課後等デイサービス、それからまいペースは障害児の日中一時支援というようなサービスもございまして、それから学童クラブ、放課後子どもひろばなど、子どもの施策としても障害児を受け入れているというのがありますので、それについて書き分けていくことになります。

そして、62ページが個別施策の26で、障害等のある子どもへの専門相談の推進、これが重点的な取り組みとなります。こちらは2個合わせて再編と書いてございまして、子ども総合センターのことなどについて書いておりますし、実際やっていることについてどうもなかなか皆さんに理解をしていただくのに届いていないということを感じましたので、子ども総合センターについて丁寧に書き込んでいます。それから、62ページのアンダーラインのところは巡回相談のことになります。

そして、個別施策27が学校教育終了後の進路の確保ということで、進路対策などについて書いています。

64ページへお進みください。個別目標の2です。多様な就労支援です。こちらは就労支援については重層的な支援体制をやっているということで、新宿でも勤労者・仕事支援センターを中心として就労支援、活発に行っておりますが、そういったことについて書いております。個別施策の28が重点的な取り組みとなっております、就労支援の充実です。いろんな団体も出てきておりますが、そちらの連携、それからここにつきましては、今逆に雇用状況が表向きよくなっています。よくなっていますが、いわゆるマッチング、なかなかうまくいかない場合もあるということで、その辺についてきちんと対応していきたいということについて書かせていただいています。

個別施策29です。こちらが施設における就労支援の充実です。これは優先調達法などについても書いております。

それから、66ページが基本施策2でございまして、安心して働き続けられるための支援ということで、先ほどちょっと言いました、今度は働き出している方について支援をしていくことについてアンダーラインで書いています。

それから、個別施策30が就労の継続と復職等の支援ということで、福祉施策だけではなく、雇用主の責任としてもやはりいろいろと精神科デイケアや復職プログラムを使うなどして、適切な社会資源の中から支援に結びつけていくことで復職につなげていくべきことでもあるということで、そちらとの連携などについても踏み込んで書かせていただきました。

そして、68が社会活動の支援となります。コミュニケーション支援なども今回は法律にしっかり位置づけられておりますので、こちらに書かせていただきます。

それから、68ページの四角囲みのところは移動手手段の保障、それから情報保障についても少し書き込んでいきたいと考えています。

それから、社会参加の促進への支援充実ということで、この辺につきましても、障害者福祉センターがやっております社会参加促進のいろいろな講座・講習会のことなどもございますし、まちの方とどんなふうな形で交流するかということも丁寧に書きたいと考えています。

では、続きまして最後の基本目標が70ページで、ここも抜けていて申しわけございません。70ページの上の空白には「基本目標の3、地域社会におけるバリアフリーの促進」が入ります。こちらにつきましても、こころのバリアフリーなどの支援、障害理解の促進です。

それから個別施策につきましても、障害理解への啓発活動のこと。こちらはヘルプカードの活用などもここで改めて書かせていただきます。ヘルプカードではむしろ障害のある方がお持ちになられることを推奨するわけですが、今回、私たちもヘルプカードにつきましても、どうやって障害のない方にこのヘルプカードのこと、それから障害のある方への支援の仕方をわかっていただくかというのが、ヘルプカードのお知らせの中で大変苦慮したところがございますので、これについてもここでしっかりとコラムとして書きたいと考えています。

それから、個別施策35が障害理解教育の推進。こちらはやはり調査の中でも教育、それから学校、それから普通の会社などで一緒に働いたり学んだりすることが障害の理解の促進になるんじゃないかという調査もございましたので、そういったことについてここでも一定程度書かせていただきたいと考えています。

それから、個別の36は広報活動の充実です。

そして72ページです。こちらが交流機会の拡大、充実による理解の促進ということで、先ほどもちょっと言いましたが、交流し合える機会の充実ということで、ここで改めて書きました。

それから、基本施策3は情報面のバリアフリーの促進です。

それから、個別施策39で多様な手法による情報提供の充実で、こちらは日進月歩のいろいろな通信などの、またはIT化とか、そういったことがありますので、毎回ここにはいろんな、SPコードだけだったものがデジタル音声図書(DAISY)版ですとかそういったこと、それからホームページなども今は誰でも見られるようになっていますが、そういったことを丁寧に書き込み、時代におくれないようにしたいと考えています。

そして、個別目標2、75ページ、こちらがユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進、個別施策40ですが、こちらが重点的な取り組みとなっております。こちらにつきましても書き込みが今のところ少ないと考えておりますので、また私たちのほうから見たバリアフリーについてもここで、まちづくりについても少し書き込めればと考えているところです。

それから、77ページは基本施策2で、人にやさしい建築物づくりとなっております。こちらのほうでは41が建築物や住宅のバリアフリーの促進ということになります。

以上、第2部について御説明いたしました。

○村川会長 ありがとうございます。第2部は個別施策としては全部で41項目ほどございますけれども、今説明がありましたように、基本目標の3大項目を踏まえつつ、また重点的な取り組みで5つ挙げておりますので、そういったあたりを中心に説明をしていただきました。大部にわたりますので、説明がなかった部分もございまして、どうぞ各委員から御質問、あるいは御意見をお出しただければと思います。どこからでも結構でございますので、どうぞ。はい、小池さん。

○小池委員 内容じゃないんですけれども、例えば51ページで、囲みで施策に関する主な事業だとか、第二次実行計画事業、第3期障害者福祉計画事業とございまして、これは事業が挙げられているんですけれども、ここに載せている理由と、あと今後の作業でこういった形になるかというのを説明していただきたいと思います。

○障害者福祉課長 すみません。説明を抜いてしまいまして申しわけございません。

まず、施策事業につきましてですが、これは今現在やっている事業が載っておりますので、第2次実行計画事業が載っておりますので、第二次実行計画事業が実は27年度までになっておりますので、28、29は第三次実行計画となるものでございます。そちらにつきましては、まだ区のほうで検討することが難しいので、今回はこの実行計画については掲載をしないで、巻末資料のほうで全体が見えるような形にさせていただく所存でございます。

そして、第三次実行計画がまとまるというか、形が来年から策定に入りますので、そちらがつくり終わったというかできるときに、補記という形で新しくこの計画を立てかえるわけではなくて、こちらの該当するところに載せられるような補記のものを出したいと考えております。

○村川会長 そういう説明ですが、何か。よろしいですか。これはこの場で議論になりましたが、小池部長さんとしての御発言ということもありますので、もう少し区の中でも協議をし

ていただいて、文書上の扱いということもありますし。ただ、まだ確定していない第三次実行計画ですか、それは確かに載せることは難しいので、従来の第二次で載せるのか、あるいは一旦空欄にして、しかるべき時点で調整といいますか。こちらの障害者施策推進協議会の立場としては、今回一通り計画としてまとまるわけでありますから、可能な限りそれらを実行計画の中にうまく反映していただきたいというのが現段階のスタンスかなど。それ以降の扱いは区の中で、区民の方々にわかりやすく、またかつ実効性のあるものとして進めていただければということで、御了解いただければと思いますが、小池委員さん、よろしいでしょうか。

○小池委員 それともう1点、現在の51ページでの第3期障害者福祉計画に基づく事業。これは現在の事業が載っておりますので、これから実際に予算どりとかしますので、これから第4期の障害者福祉計画に基づく事業ということに塗りかえられて、事業名も変わってくる可能性があるかと御理解いただくということによろしいですか。

○村川会長 ありがとうございます。それでは、調整すべきところは調整をして進めていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

○吉村委員 すみません、質問です。

○村川会長 はいどうぞ、吉村さん。

○吉村委員 子どものところでは……

○村川会長 何ページぐらいですか。

○吉村委員 第3期障害福祉計画に基づく事業、子どものところにそういう文があるんですけども、例えば55ページなんですけれども、障害福祉計画・児童福祉法に基づく事業というふうに併記されているんですけども、これは児童福祉法に基づく事業であればほかにもあるので、ここに併記して児童福祉法に基づく事業と並べている意味を教えてくださいと思います。

それともう1点、65ページはもう子どもは関係がなくて、第3期障害福祉計画事業で、ここにも児童福祉法に基づくとあるんですけども、この3つのうち、どれが児童福祉法に基づく事業なんですかというのが質問です。

○障害者福祉課長 まず55ページのほう、もともと第3期障害福祉計画をつくる時、児童福祉法の事業の位置づけの児童発達支援等は、第3期障害福祉計画の対象ではなかったんですが、こちらに載せたいということで、この項については全部これが第3期障害福祉計画や児童福祉法に基づく計画というふうに単純に横並びしていたんです。今回第4期につきまし

ては、この計画で児童福祉法に基づく事業を載せなくてはいけなくなりましたので、こういうふうに分けないで、第4期障害福祉計画に基づく事業というふうに書きかえます。

障害児へのサービスが児童福祉法に移ったというのもありますし、障害児に関する施策もこの計画で述べなさいとなりましたので、今回あえて分けないできちんと載せます。

○村川会長 よろしいですか。ありがとうございました。今、吉村委員から御指摘があった55ページ、65ページのくだりであります。一つは現段階では障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の内容構成といいますか、子どもにかかわる分野が従来に比べますと追加された、ふえてきたというようなことがありますから、それは正しく反映をしていく必要があるだろうということでもあります。

それから、区の計画としては第3期から第4期に移行いたしますので、そこのところで第4期としての意味のある内容として計画書はつくられていくというのが、主に65ページの関係であります。

ただ、私のほうから一つありますのは、65ページの中ほどであります。今、吉村委員さんからも御質問のあったところの第3期障害福祉計画・児童福祉法に基づく事業という、この巻物のような見出しがありまして、その下に書かれている点点点は、どちらかというとな大人の関係ですね。だから、この表記の仕方はうまく工夫をしていただいて、そこは区別をしながら進めていく必要がある。

それから、今回はこちらの協議会で子どもにかかわる内容がまとまった段階では、きょうもいらっしゃっています子ども家庭部のほうにもお知らせをしていただいて、子どもにかかわる計画の中でも障害のある子どもについて差別なく、再掲というのか、きちんと内容を反映していただく努力をしていただきたいということは、私のほうから追加発言をさせていただきます。よろしく申し上げます。どうぞ。

○吉村委員 子どもの分野が今、次世代育成支援計画と子ども子育て支援計画策定中で、これと障害者の計画とは整合をとるようにとということで、私どもも認識しておりますので、十分連携をとりながらやっていきたいと思っています。

○村川会長 よろしくお願いたします。それでは片岡先生。

○片岡委員 すみません、内容のことでちょっと気になるのでお聞きしたいんですが、51ページの虐待の防止というところで、上の17の①のところにシャロームのショートステイのことが書いてありますが、質問ですが、このショートステイは子どもも使えますか。18歳未満というか、使えることになりますか。そういう計画ですか。

○障害者福祉課長　こちらにつきましては、シャロームみなみ風が基本大人の施設なのですが、お子さんについてもどこまで受け入れてくれるかということで、今、事業者とやっております。事業者のほうからは、緊急ということもありますので、おおむね5年生でしたっけ、例えばトイレとかいろいろなことを考えると、大人の施設で使えるお子様であったら受け入れられるのではないかと一応しております、区でここで1床せっかく確保していますので、なるべく大きくなったお子さんは使えるようにしたいと。ただ、本当にもっと小さい方になると施設の的に難しくなるので、そこは今どうしようかというところが今悩みなところですよ。

○片岡委員　ありがとうございました。現実にはいろんなことが起きてきて、使う場合なんかが出てくるんだろうなと思いつつ、それで何を言っているかと申しますと、5床のうち1床を緊急一時保護用として確保するということは、うっかりすると5床のうち常に4床しか使えなくて、1床はずっとあいていると。もちろん虐待が起きればすぐ入れるということなんですけど、こういう書き方をしておくとなんかというのがちょっと気になるんですね。

私も実はこういう仕事を実際にやったときに、問題は優先順位なんで、あけとけという意味ではなくて、そういうことが起きたときは、例えば交代していただくことも含めて、優先順位の問題という形でうまく書けないかな。どうやったらいいかわからないんですけども、ちょっとそこが固定にならないかというのが気になったのと、障害を持ったお子さんが虐待に限らずですけども、ショートステイを必要とするときに、やっぱりできるだけ近くの施設が使えるといいなというのが実際にはあるだろうと思ったので、その辺の利用ができるかどうかというのを柔軟に考えていただけると、将来的には意味があるかなと思ったので、ちょっと意見としてすみません。

○障害者福祉課長　ありがとうございます。シャロームみなみ風につきましては、実は本来ですと1床丸々あけてもいいんじゃないかということは、なぜかというところ、この緊急はここでは虐待のところに入っていますが、本当にお父さん、お母さんが、保護者の方が突然病気になられたりとか、どこか行かれなくちゃいけなくなったときのために、実は今そういった緊急に対応できる枠がないという、一方でこちらのほうに御意見を賜っているところなんです。なので、本来あけておくべきとは考えるのですが、それだと日ごろ使いたい方が使えないので、例えば今、シャロームの方と話しているのは、1週間前ぐらいになってあいているようだったら臨時で受けることができるかとか、そういったことの具体的な運用の中でどうやって対応できるかと考えているところです。

それから、施設が隣接してあります生活実習所ではやっぱりお子さん、学齢期は小学生から受けているので、ドライに言えば生活実習所でお子さんを受けの枠がふえて、大人の方がこちらでなるべく受けてもらうようなこともできるかなと考えておりますので、前より5床もふえるということで、かなり弾力的な運営ができるかなと御協力もいただいて、そのようにしたいと考えているところです。

○片岡委員 ありがとうございます。あけておくという発想はちょっと危険なんですね、実際やっていると。利害がからみ、あけておいたほうが楽というのは実際にあるので、高齢者の場合もそうなんですけれども、逆に優先だよということを強調したほうが、多分実際的にはいいんじゃないかなとは思いますが。

○村川会長 ありがとうございます。シャロームみなみ風の関係につきましても、新しくできる施設ということで、各方面から期待感も強いわけですが、先日の専門部会でも話題になったわけでありましたが、虐待防止のところのほか、その前の49ページなどにも入所支援施設としての基本的な位置づけが表明されておりますので、運営の構想が固まった段階、できれば次回のこの協議会などで一つの全体像みたいなこと、その時点で時間的に間に合わない場合にはまた後日ということになるかと思いますが、を明らかにしていただいた上で、今、片岡委員からもありましたように、運用面の工夫をしていただくということで継続して検討していただければと思います。

あと私のほうからの参考情報、これはもう御存じの方も多いと思うんですが、今回これは新宿区の計画書ですので、区内の動きが中心となって書かれておりますが、数日前のマスコミ報道によりますと、世田谷区内にあります以前のあれ、大蔵病院というのか、今の国立成育医療研究センターに隣接して、重症のお子さんを1週間程度預かっただけの施設が新設される動きもあったようです。まだこれは今、準備にとりかかった段階ですから、恐らくでき上がるのは一、二年先かと思いますが、そういったところの資源も含めて有効活用していただければと思いますが、ほかにどうぞ、御意見、御質問。それでは加藤さん。

○加藤委員 この前、精神の場合を聞こうというか、お母さんやお父さんたちが大変になったときにちょっと預けられるというのに、シャロームみなみ風がおっしゃったように、私記憶しているんですけれども、間違いでしたかしら。ここには精神というのは一言もないので、どうなるのかなと思いましたが。

○障害者福祉課長 高田馬場にある生活支援センターで2床ショートステイをやりますので、これまで精神障害者の方がお使いになってくださっているショートステイはないということ

もないんですが、が2床専門でできるようになります。

○加藤委員 高田馬場に2床できる。

○障害者福祉課長 はい。

○加藤委員 ありがとうございます。

○村川会長 ありがとうございます。それでは島田委員、どうぞ。

○島田委員 40ページですけれども、一番下の③社会福祉法人の指導監査、新規の項目ですけれども、この傍線が引いてある新宿区内で運営する社会福祉法人というのは、新宿区だけで事業活動を行っている社会福祉法人のことなのか、あるいは先ほどから話題になっていますシャロームみなみ風のように、区外から新宿区に参入してきた法人も対象にするのか、その辺ちょっと、両方だというふうに解釈できるんですけれども、いいですね、それで。

○障害者福祉課長 こちらは「のみ」と入れるべきなので、新宿区内のみで運営される社会福祉法人に対しての指導検査は新宿区が行うことになっておりますので、そのことなので、ここは「のみ」と入れさせていただきます。新宿あした会さんでありましたり、例えば結の会オフィスクローバーさんのところでありましたりとか、新宿区内だけで事業展開されている社会福祉法人への指導検査は私ども新宿区が行いますので、「のみ」と入れさせていただきます。

○島田委員 それはわかりました。問題はシャロームみなみ風とか、あるいは新宿けやき園のように、都外・区外から参入してくるケースが最近、障害の分野に限らず高齢者の分野でも特養なんかも多いんですけれども、やはり地元で運営していくと、いろいろ問題が見えるんですよね。そういったことに対しては区としては、もちろん指導・助言というか、いろんなかわりができるんでしょうけれども、このような強い権限は多分都のほうになってしまうわけですよね。監査とか指導とかというような。この文言でいけば相当強い指導監査ができる、そういう権限がある。それは都のほうの権限になるわけですよね。区としてはそこまで踏み込めないのでしょうか。

○障害者福祉課長 この指導検査自体の社会福祉法人の、例えば運営とかそういったことに対する指導は、新宿区内の法人は新宿区なんですけど、実は事業に対する指導検査というものもあるんですね。ちゃんと指定事業者としてどんな運営をされているかといった指導検査。それは今、東京都にやっただいていますが、新宿区も実は指導検査をする権限というか、指導検査をすることができます。そして今のところ、新宿では検査部門もまだそんなに育てていないので、東京都が指導検査に入られるときに一緒に入らせていただいていたたりしてお

りまして、いずれは状況によって新宿区ももっと積極的にやっていくようにしたいとは考えているところです。

○島田委員 わかりました。

○障害者福祉課長 ただ、指導検査は行うんですが、実際の指定権限は実は東京都にしかないもので、例えば何か不正を行っていましたとか、そういったことがあった場合には、処分などは東京都が行います。

○村川会長 よろしいでしょうか。島田委員さんからありましたのは、40ページの一番下のほうであります。この社会福祉法人の指導監査というのは、法例的には社会福祉法に基づくものでありまして、社会福祉事業やサービスをやっている経営主体に関する事柄でありますので、区に権限があるのは今、課長さんからも説明がありました区内で基本的に運営されている法人が対象。

ただ、ここではもう一つ、これとは別に障害者総合支援法に基づく事業の実態がありますから、これは基本的には東京都庁が現在は指定権者でありますから、当然指導監査はされるべき筋ではあるけれども、新宿区としても区内において主に区民の方が御利用になっている事業・サービスで仮に問題点があるとすれば、それは東京都のほうにお伝えするなり、一緒になって指導等に当たっていただくと、そういうことはあるのかなということですので、法例的にその2つの流れがありますので、それをいずれもしっかりやっていただくということが基本的な趣旨だと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。飯田さん、どうぞ。

○飯田委員 計画策定に当たって御尽力いただきまして、まことにありがとうございます。今期も大変ボリュームのある内容で、一日も早く実現されることを心から祈っております。

こちらは冊子として配布されるかと思うんですが、目を通させていただいた正直な感想といたしましては、その冊子を目にする対象を誰を対象にしているかということを疑問にふと思いました。計画策定されて、専門家の方たちが、こういう策定にかかわった方たちが見たら頭に入る文章なんです。先ほど会長がおっしゃったように、区民の方に役に立つようにというお話ですと、例えば障害者の家族の者が、ぱっと何も予備知識がないものを送られてきた場合、何かいっぱい書いてあるものが来たなと思ってしまうんですね。せっかくページとかついてあるので、じゃ自分の関係あるところでも見ましようと思って開いたとしても、ちょっと量が多過ぎるで、いろんな計画が羅列してあるという状態なんですね。

本当に例えば62ページですとかを開いたときに、ごめんなさい。確認として、この下線が

入ってあるところが新しく今回直されたということだという認識でよろしいのでしょうか。

○障害者福祉課長　そこだけではありませんが。

○飯田委員　下線が入っているということですよ。直った場合はそういう下線は全て外されるという認識でよろしいですよ。例えばこのページだけ見ても、個別施策26ときたとき、いきなり①子ども総合センターはと始まるんですね。例えばこういうのが最初に子ども総合センターということが書いてあると、ああなるほど、こういうことに関係あることは子ども総合センターに、何かで自分がちょっと問い合わせたいなということがあった場合に、連絡先までは書いていなくても、何か区にはそういうところがあって、そこがこういうことにかかわっているんだとか、そういう本当にぱっと見たときに見やすい見出し。例えば下半分なんですけど、施策に関する主な事業ということで、すこやか子ども発達相談ということで、消されてはしまっていますけれども、例えば横に牛込保健センター、今回は消されていますけれども、書いてあれば、ああ牛込保健センターに聞けばわかる、これを見ただけだとちょっとわからないんですけども、そこに聞いてみればわかることなんだ。何かつながり、糸口になるんですね。

こちらページの中にそういう、この場合は区のここですとか、基幹相談支援センターですとか書いてある項目が文章の中にはあるんですけども、例えばそこが太字になっているだけで、ああこのセンターの担当のことなんだとか、そういうことが非常に読みやすくなると思いますので、もし可能でしたらそういったことを御考慮いただけるとありがたいと思います。

あと、コラムがこれからいろいろ書かれるということなんですけど、コラムについてもページ数が記載されていると、このコラムは何ページということが書いてあると、そのコラムに直接行けるので、お答えをいただけるとありがたいと思います。

以上です。

○村川会長　それでは、お願いします。

○障害者福祉課長　まず、コラムについて先にお知らせいたします。コラムはこの素案の1部のところの2枚めくった目次の次のところに、一覧で今のところ予定をしているもの、どちらかという割と新しかったり、例えばシャロームみなみ風のように、ぜひこの際だから知っておいていただきたいところということで、ここに書かせていただいておりますので、もっとこれも入れたらという御意見がありましたら、ぜひお願いしたいんですが、この段階で子ども総合センターについてはしっかり載せるつもりではおります。

ただ、今、委員がおっしゃったのは入れる場所も大事ですよということですので、初めて出てきたときなのか、または見てほしいところなのかということもありますので、そういったところは見やすくさせていただきたいと思いますし、あとページのあきぐあいもあるので、そのところで工夫させていただきたいと思います。

見出しのつけ方とか、あとおっしゃったようにかなりかみ砕いたつもりでいるんですが、そもそも例えば基幹相談支援センターって何といったときに、どこかで逆引きみたいのがあるといいということですよ。それがあれば、逆引きというか、専門用語解説を後につけますので、「あれ、これ何だろう」といったときには、後ろを見てそのコラムなり、ちょっと説明できる場所があればと思います。恐らく読みたい、基本的だなどこちらが思って、それを飛ばしてしまう部分と、見たいという部分が違うというのはあるんですが、ページ数もちよっとあるので、どこまで入れられるかだと思います。今回、全体的に内部で心を砕いたのは、なるべくわかりやすいようにしようということで、文章が全体に長くなりましたのは、丁寧というよりは割と簡単に書こうとしたので、かえってわかりづらくなっている部分もあり、それはかなり心を砕いたつもりではいるんです。今のようにこちらが当たり前だということについて、やはりわかるような情報の伝え方は工夫したいと思います。ありがとうございます。

それから、追加で申しわけないです。37ページに加藤委員のおっしゃった、精神障害の方のショートステイについてはということなので、37ページの家族への支援というコラムに一応、生活支援センターのことを少し書いてございます。ショートステイどこでやっているかというようなこともできたら、大分ふえてきたので、前は少ししかなかったもので、書いても寂しいぐらいだったんですが、随分ふえてきたので、それについても何か一覧にできたらいいなと思います。ありがとうございます。

○村川会長 飯田さん、よろしいでしょうか。今回、計画書づくりについては今、課長さんからの説明がありましたとおり、コラムという形で、全部で20数項目でしょうか、わかりやすさを工夫していきたいと。計画書の性格上、体系的に、制度的にというのか、政策的にというのか、しっかりと組み立てていかなくちゃならないという面はありますけれども、しかし現実にはいろいろな制度・サービスは区民の方々が、子どもさんたちも含めて御利用になるという点でのわかりやすさもありますので、現段階ではこの計画書レベルではこういった工夫は努めていくということかと思えます。

その上で、計画書ができ上がった段階で、これは私が言うのもどうかとは思いますが、

例えば障害のあるお子さんのためにとか、そういうようなパンフレットになるのか、リーフレットになるのか、どういう形になるかは改めて各関係機関で工夫をしていただいて、そこから先のわかりやすさといいますか、特に相談支援にかかわるセクションの中で工夫をしていただきたいという気がいたします。よろしく願いいたします。

ほかにはいかがでしょうか。藤井さん、どうぞ。

○藤井委員 障害児の部分については今回かなり充実した記述にされているようなので、もう既に話に出ていたら恐縮なんですけれども、ページでいうと58ページ、個別施策23、学齢期の支援体制の充実、また60ページには個別施策25として放課後支援等の日中活動の充実というのがありまして、普通に考えて、放課後支援も学齢期の支援に含まれるのかというふうに感じられるんですけれども、あえてこういうふうに分けて、しかも離して書かれているというのは、何か理由があるのかというのを教えていただきたいと思います。

○村川会長 事務局からどうぞ。

○障害者福祉課長 先ほどちょっと申し上げましたように、まだ22と23と24をうまく分け切れないでいるというのが正直なところなんですけど、もともとの体系の中で22のところ「療育・保育・教育の支援体制の充実」ということを、これを切った形になっているので、確かに23のところに学童クラブが入っているので、なので放課後のところを25の施策の中で分ける必要があるのかということですよ。なので、それについてはちょっと検討させていただきます。ありがとうございます。

○村川会長 よろしいでしょうか。いかがでしょうか。今58ページ、59ページ、60ページあたり。子どもにかかわる部分が従来の計画に比べてかなり詳しく入念に表記されているところでもありますので。

ちょっと私のほうから一つ、これはお願いというか、きょうは中澤委員さんはいらしていますか。学校教育に関して59ページあたりにかなり詳しく書かれているわけなんですけれども、これによりますと、ちょうど59ページの中ほどですが、③の3つ目のセンテンスで、この新体制導入の前に新たに27年度に新設する情緒障害等通級指導学級において、特別支援教室構想モデル実施と。この特別支援教室構想モデル実施というのと、あるいは全ての小学校における指導と支援の充実というようなことも表記されることになっておりますので、このあたりの意味を少し解説していただけるとありがたいんですが。

○中澤委員 教育委員会では配慮を要するお子様等の対応について、基本的に拠点校のほうに通っていただくというよりは、支援員のほうがそれぞれの学校に出向いて、当該校できちん

とその子なりの支援を行うと。そういうような考え方の体制にシフトしていきたいと考えてございます。そういった意味で3校から4校を1つのブロックとして、そのブロックを担当する支援員がそれぞれの学校に出向いて支援に当たるというところを目指してやればなということで、それをモデル実施をしながら体制をつくっていきたいということで考えておりました、それに向けた記述をここでさせていただいているというところでございます。

○村川会長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは、時間的な都合もありますので、一旦ここで一区切りとさせていただきます、またお気づきでしたら後ほど御指摘いただきたいと思いますが、次に第3部の関係の説明を事務局からお願いいたします。

○障害者福祉課長 では、第3部のところに行かせていただきます。

こちらはいきなり薄くなりますが、こちらが障害福祉計画でございます。

80ページのほうを御確認ください。こちらが障害福祉計画の、ここが実質第2部なわけですが、障害福祉計画についてこういった法律ですよということ。それから最初、自立支援法でしたが、総合支援法になりましたというようなこと。これが80ページに書かせていただいています。

そして81ページですが、こちらがサービスの体系などについて、今回この計画では今まで余り詳しく体系として載せていなかったということがありますので、計画にサービスの体系を載せさせていただき、こんなサービスがあるんだなということを一覧で見られるようにさせていただきました。

右側、82ページが一つ一つのサービスについての説明となります。

それから、83ページの下が地域生活支援事業といいまして、こちらは、その前の自立支援給付のほうは全国で同じサービス内容であり、義務として行うべき、またはどこでもショートステイでいえば短期入所、一時的にお預かりできるようなサービスですよというものが、地域生活支援事業の83ページのほうは、必須事業として相談や意思疎通支援やというのがありますが、そのほかには私たち区市町村の判断によりましてやれる事業というのがありますよ、それから児童福祉法と先ほど来出ておりますように、法律で違いますが、そちらではこういったサービスがありますよということで、改めて体系的に説明をすることといたしました。それにより、ここで初めて全体で、ああこれのことねとわかるように、一応こういった形でまとめています。

そして、85ページが費用負担の考え方ということで、こちらにつきましては、そもそもこ

のサービスを使うのに当たってどのくらいお金がかかるのということについて、これまでこの計画にはなかったので、一般的に、例えば生活保護世帯の方でしたらお金0円ですよとか、非課税世帯の方でも0円ですよ、所得があられる方はこういったことになりますよということで説明をさせていただくこととなります。

今、一番下のあいているところで、地域生活支援事業とあって、基本的には自立支援給付のこと、国全体でやれるほうのなんですけど、地域生活支援事業について新宿では同じ上限でやっていますので、そういったことについてもここで書き込めたらと、地域生活支援事業のことについてもそこに書きます。

それから、86ページです。こちらはサービス提供体制整備の基本的な考え方で、こちらからが一応どんなことをこれからやっていこうと思いますというようなことなども書くようになります。そして、例えばこちらですとグループホームの充実などについて、計画上一応、調査の中でも大変大きな声がありました。そういったことをしっかり捉えていくこと。それから福祉施設から一般就労への移行、これは必須ですので書きます。それから入所施設等の充実、そういったことも書くこととなります。

それから、87ページは障害児に対する支援の提供体制のことも記入します。

そして、88ページからが数値目標になります。まず先に目標のことですが、指標が決められておりますので、それについて一つ一つ書いてまいります。1が福祉施設の入所者の地域生活への移行で、入所者の方が、こちらは国が数字を挙げているのですが、例えばこの項目の真ん中にありますが、新宿区内で現在福祉施設に入所されている方は177名です。国の目標が12%、このうち12%の方が地域に移行して、4%は削減しなさいねと。すごくわかりづらいいんですけれども、全体でいくと入所されている方と退所される方がいます。新しい方も入れるので、数字が行ったり来たりしてしまいます。今でいいますと177名のうち12%は21名の方になりまして、4%は7名になるわけです。そういった方を地域に移してきてくださいね、それから7%、要するに170名の方が入所されているぐらいの状況にしてくださいねという目標になります。これは一応決められていることなのですが、どこまで具体化できるかということも一つになります。

一方で、新宿では入所施設を新しくつくりますので、入所者の方が前の入所の施設からこちらに移ってこられるということがない限り、45名の入所施設ですと、単純に考えると45名ふえるわけです。ですから200名を超してしまいますので、国の何%減らしなさいねという目標に合わなくなるんですが、やはり入所施設を必要な方は必要であると考えて、区では今

回設置いたしますので、そういったことについては入所施設に対する支援、役割を期待するというので、ここで数値合わないだけけれどもということをエクスキューズしながら、入所施設への期待をここに書いております。

それから、2番目が地域生活支援拠点等の整備で、これが新しく今回の計画、第4期から載せなさいとなっている指針の中で言われていることです。こちらについては、例えば地域生活へ移行しなさいねといっても、いろんな支援をしない限りは単純に地域生活に移っていけないでしょうと、または地域生活を安定的に継続することが難しい方もいらっしゃるんだから、そういったことへの支援をする体制をとりなさいねということが言われているわけです。そういったことをやれる拠点をつくっていかうじゃないかということで、新宿ですとちよūd圏域が30万人なんで、新宿では1つないし2つ、そういった拠点ができていったらいいねということになります。

それについて、新宿でもこういったことをやっていただけるように期待していますよということをごちらに書きまして、特に今回は区立の精神障害者の方の支援施設でございます障害者生活支援センターもできます。こういったことで拠点として期待ができるということがございますので、こちらに書かせていただいております。

そして、89ページのほうです。こちらは前からございます指針でして、福祉施設から一般就労への移行でございます。新宿は東京都の就労支援事業を平成14年からずっとやっておりますので、既に就労されている方、区内の福祉作業所でも就労される方もかなり移行されました。就労の人数も仕事支援センターなどで頑張ってくれているので、毎年45人以上の方が新規に就労されています。

そういったことを考えまして、こちらのほうで目標はこのようにございますが、こちらにありますように移行されていることなどもしっかりと期待していきたいと思っておりますし、これからは仕事支援センターを中心とした障害者就労支援事業のほかにも、各施設もしっかりと就労されることへの支援を行っていきたい。それから、こういったところで御相談を受ければ就労に結びつくかといった相談体制をしっかりと皆様に周知していきたいと考えていることをここに書かせていただきます。

それから、就労支援のネットワークについてもこちらで図を描きます。

それから、90ページです。ここからが数字です。

まず、第3期の数値について今書いておりますが、26年度についてはまだ終わっていないので、この計画が出るころにまたさらに書きかえますが、まず一旦は7月分までの数値を載

せることとしております。

そして、91ページがこれらをもとにして第4期の見込み量を書いてまいります。これはまだ26年が出ていないので、伸び率などもまだ捉えておりませんので、今後記載してまいります。この次の全体会でこちらの数字を埋めたものをお出しできると思います。

それで92ページですが、こちらはこれらのサービス一つ一つ、例えば居宅介護とはこんな課題があります、提供の方策についてはこのようになってまいりますというようなことで、分析したものを一つ一つのサービスについて書いてまいります。こちらでは例文だけ、最初の2つだけ書いてございますが、これを全部のサービスについて一つ一つ分析し、提供体制をどのように方策・確保していくかということを書いてまいります。

93ページは同じく地域生活支援事業についてになります。こちらも同様です。第4期の見込み量も94ページで書いていくこととなります。

それから、96ページが障害児支援の必要量の見込みと現状・課題についてですが、こちらはまだ何も入っていないです。申しわけございません。こちらについてはまた今後入れてまいります。

そして最後、97ページです。こちらが実は第3期計画の本文のままこちらに載せております。利用者負担の軽減策を新宿区において行っているわけですが、これについては今、庁内で今後の方針について協議中ですので、このまま載せさせていただいているところです。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。第3部については御承知のとおり、従来の自立支援法、現在の総合支援法の趣旨に基づく各種の給付であったり、また地域生活支援事業、それぞれのサービスメニューを確認しながら、これまでの利用実績を踏まえて今後3カ年を見込むという流れであります。

また、課長さんからの説明にもありましたとおり、特に88ページ、89ページにありますような、この福祉計画としての成果・目標、地域生活移行であったり、一般就労その他、そうした事柄について数値目標を最終的に掲げていくわけでありましたが、新宿区内の実績を踏まえた、根拠ある望ましい目標を設定することが求められているわけであります。

また、国全体としては地域生活移行に重点が置かれてはおりますが、東京を初め、大都市部においてはまだまだ入所施設が十分でないという側面から、今回の計画内容としては、先ほど来説明のございますシャロームみなみ風を初め、入所施設の入所定員がふえてくるといことは避けられないところありますので、その必要性を確認しながら内容が盛り込まれ

てきているということかと思えます。

どうでしょうか。各委員から御質問、御意見をお出しただければと思えます。どなたからでもどうぞ。まだ御発言いただいていない委員さんの中で、秋山委員さん、何かございましたら。何でも結構です。あるいは最近のサービス利用とか福祉対策にかかわることでも結構であります。

○秋山委員 秋山と申します。

実はこの資料をいただいたのが3日前でしたので、十分読みこなす時間がなかったんです。私、聞こえないので文章を見ながらということなので、やっぱり時間がかかってしまうので、できれば最低でも資料は1週間ぐらい前に送っていただければ、その内容についてももうちょっと吟味できるかなと思えます。

それでまた今回気がついたことですが、私も利用していますコミュニケーション支援の手話通訳の派遣です。実際数がふえています。ただ残念なのは、要約筆記のほうの数が減っているということですね。要約筆記は多分、時間が短い、手話通訳のほうの方がやっぱり依頼時間が多いということで、もう少し要約筆記のほうの依頼も申請しやすいような方策を考えていただけたらなと思えます。よろしく願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。要約筆記について御意見が出ましたが、説明をお願いします。

○障害者福祉課長 要約筆記の数字については、ページでいきますと93ページのところで、要約筆記の派遣が26年度の計画値が110件ですということですが、25年度は実績として24件にとどまっている。これは今の秋山委員のお話ですと、使い勝手が悪いからかなと思われる…
…

○秋山委員 教えるほうかなというふうに思いますけれども、多分。

○障害者福祉課長 ああ、制約しているわけではないので、こちらのほうで欲しい、使いたいですということがあれば、恐らく派遣されていると思えますので。

○秋山委員 多分、そういった意味で使いたい方はいらっしゃると思うんですけれども、周知がまだ徹底されていないのかなと思うんですね。特に中途失聴とか難聴者の方への周知がまだ足りていないのではないかなという気はします。

○村川会長 ありがとうございます。今後に向けて区のほうでも、今、御発言のあった周知といいますか、PRをしていただくということが一つ。また、秋山委員さん初め、団体の中でもぜひ声をかけ合って、必要なときには活用をしていただく流れをつくり出していただけ

ればありがたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○秋山委員 わかりました。ありがとうございます。

○村川会長 よろしければ、金子委員さんいかがでしょうか。視覚障害者団体のお立場から委員として御出席。

○金子（禎）委員 視覚障害の金子です。

視覚障害に対する情報の提供ですけれども、日進月歩、いろいろの福祉機器等の情報があって、それで会員から、日常生活用具としてすでに給付されたのが耐用年数がまだ来てないということで、新しいものがほしいが経済的にも負担がかかるので、こういう場合どうしたらいいのかという相談があったんです。私は一応、例えばDAISYの機械を購入するのにかなりの金額かかるんですけども、何ていうんですか、自己負担等も含めまして、両方の機器がまだ耐用年数が来てないということで、そうすると自分で今度買わなきゃならないというので、それについて私は一応補足説明として、パソコンができればパソコンで仮想のDAISYをつくることのできるの、それを利用したほうがいいよというふうに教えているんですが、何しろ視覚障害の方は高齢化しているので、機械的にもうとくなっているという現実で、情報機器等に追いついていけないというのが現状かなと感じております。何ページだったか、忘れましたが。

○障害者福祉課長 73ページあたりでしょうか。

○金子（禎）委員 はい。区のほうでいろいろの情報機器等を提供していただいているんですが、それに利用者自体が追いついていかれないということで、ちょっと視覚障害として申しわけないと私自身が感じております。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。第2部の終わりの73ページであります、念のため。何か事務局のほうで補足していただく点がありましたらお願いします。

○障害者福祉課長 例えばDAISYとか、そういったのは日常生活用具としてお出ししているものでございまして、これについては本当に今、金子委員もおっしゃいましたように、新しくなっている一方で使い勝手が、あとは耐用年数の関係でお出しできたりできなかったりということもあり、お一人お一人には相談に乗っているところですが、そもそも使い方がわからないんですということも多いということなので、確かに丁寧な対応はできるだけさせていただきたいと考えていますし、一方でまだこんな用具が対象品目に入っていないのと怒られることもありますので、その辺についてきちんと私たちのほうでも日常生活用具については

新しいものを取り入れながらと考えているところです。

○村川会長 ありがとうございます。それでは、これについてもやはり各方面への、特に視覚障害の方々へのPRなり、あるいはまた各種機器といいますか、装置を使う際の入念な説明など、適切に進めていただければと思います。

それでは、もしよろしければ区民代表というのか、志岐さん、金子さん、もし何かお気づきの点。それでは志岐さんからどうぞ。

○志岐委員 志岐でございます。

私は本計画策定の検討の入り口論についてちょっと御要望をお願いしておきたいと思ったんですけども、内容としては新宿区障害者計画、それから第4期新宿区障害福祉計画と、こういうふうな計画を策定するという場合には、どういう基本方針で策定するのかという方針、それも継続的に区のほうで二次、三次と、長年継続的に計画をつくってきているわけですね。これが最初の計画じゃないわけですよ。ですから、これまでの計画はこういうふうなことであって、それとどういうふうにやって、そのところを継続する必要があるのかどうかということとか、どういうふうなこれまでの計画の結果が出たので、それに対してこれをこういうふうな形で内容として新方針をつくと。

これ新規の分もたくさん出されているんですが、なぜこれは新規にしようとしているのか。そういうものを現行法、あるいは改正というようなもので、それとの連動した説明というのがこのところではないわけですよ。私ども委員としては考える材料というのが、もう結果だけ出されているものですから、そのプロセスの部分を原案を策定した人たちが、どういう考え方のもとにどういうふうに出してきたのかと。そのプロセスを評価するのも私ども委員の役割じゃないかと思うんですね。ところが、それは結果だけ出て、そのプロセスの部分の説明がないから、やっぱり評価のしようがないですね。ですから、知識だけの結果だけのその分だけですと、もう起案者に任せる以外にないということで、自分たちの皆さんの各分野、その分だけを吟味するということがなかなかできないんじゃないかと。

私、区民の立場としては、そういうのを全体的にそれぞれどういう考え方でやるのかということを検討したいんですね。でもなかなかそういう意味では検討するすべがないものですから、材料がないものですから、これで仕方がないんじゃないかなと。過去のこの分をどういうふうに焼き直したのかということだけと。果たしてこの分も最初から吟味して、本当にこの計画でよかったのかどうかという検討も本当はしたいと思うんですね。どうも青臭い部分なんですけれども、そういうふうなことを考えておりますので、次回以降、そういうこ

とがあれば基本方針とかどういうふう考えたかというプロセスまで材料として出していただければありがたいと思います。

以上です。

○**村川会長** ありがとうございます。大変重要な基本的な問題提起をいただいたわけがございます。これまでの継続性という点では、皆様方のお手元にもこれまでの障害者計画及び第3期障害福祉計画がございますので、また、もちろん厳密に言えばこれだけではなく、その前の期、第1期、第2期の障害福祉計画を含む障害者基本計画などもございますので、そういう流れがあり、またこれは国のほうの法律や制度変更というような大きな要因もあったり、それからまたその都度おおむね3年ごとに実態調査も行われていますから、その都度の障害のある方々の生活状況であったり、こういった制度・サービスを充実してほしいという声を受けとめながら、可能な限りそれを反映してきているということは偽りないところであります。ただ時間的な制約もありまして、なかなか全体の協議会で全てを議論する機会が十分持ち切れていないということはおわびするしかないわけですので、それにかかわって専門部会が数回開かれる中で、細かい論点について掘り下げていたり、それをきょうの資料の中では区の事務局のほうで整理をした上で、特に従来からの変更点についてアンダーラインを引いてもらいまして、変化した点、特に追加、詳しく触れるべき点。特に今回は子どもの分野であったり、そのほかの分野についても追加されるべき内容も多くはなっております。

確かに全体としてどうなんだという議論をせずに入ってしまった嫌いもありますが、しかしこれは第1部の総論の中で基本的な理念及び基本目標というような表記もございますので、これも従来の計画づくりの流れから見ますと、3年ごとに部分的には変化しているものもあるし、しかし大きな太い流れといいますか、障害のある方々の支援を進めていく。また、その中にはこのたびは難病患者さんの一部も制度の対象となってくるという新しい流れもありますので、そのあたりで今つくられつつありますので、御指摘の点は受けとめつつ、あとは区民のお立場からこうした事柄について区民の大勢の方々に御理解いただくためにはどうしたらいいのかとか、その辺も含めて御提案・提言をいただければありがたいと思います。志岐委員さんの御発言の趣旨を十分受けとめて、今後の協議会運営、部会運営に当たってまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

よろしければ金子委員さん。

○**金子（美）委員** 私は専門部会のときに十分考え、皆さん出されて、吟味されていると感じていましたので、それに関しては少しでもいいものをつくっていかれているのだろうと感じ

ています。

○村川会長 ありがとうございます。ほかに各委員からどうぞ、お気づきの点等ございましたら、御指摘、あるいは御発言、提案をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤委員 検討ということとちょっと話が重なるかもしれないんですけども、例えば44ページの精神の地域生活移行支援。これは国の方針としてとても重点的になるんだと思いますが、その前の説明を読むと新宿区は遠隔地に入院してらっしゃる方が多いので、結果的には1人であったというようなお話も前半のほうで読ませていただいて。そうすると、これにうんと力をかけてしまうというのも必要ではあると思いますが、例えば新宿区では大学などもあって、若い人の発症があったときに、3カ月ぐらいで退院してきたけれども、その親がほとんど精神疾患についてわかっていなかったために、もう服薬中断・再発というのを家族会ではよく聞いています。ですから、例えば若い人たちに対するそういった支援とか、それは45ページのことなんですけれども。

それから、例えば32ページに障害のある人が育児を行う場合というときに、やはりこれは精神障害者の場合に再生産につながってしまうような危険もありますので、できるだけ早く調査をして、そういった場合の支援が行われるといいなという、これはまだ願いという程度ですけれども、そういうことを思っていたり。

それから、やっぱり予防という観点で学校教育に対してかなり書いてらっしゃるんですけども、具体的にどうするかということなども含めていけばうれしいなというような、区にもやっぱり特徴というものが非常にあると思いますので、そういったことを思った次第です。

それからあとさっきから精神の人のレスパイトがあるといいと言っていたのは、やはり鬱病になる家族がすごく多いんですね、抱えてしまって。そういうようなことも含めて、ヘルプがあるといいと思います。

全体としては本当にこれだけおまとめになるのは大変だったと思いますし、実行できていけばいいと思うことがたくさんありますので、そういう面では本当によくこれだけできるものだと思っております。

あと就労については非常に力が今後込められているようで、とてもそこをうれしく思っております。

○村川会長 ありがとうございます。精神障害の方にかかわるところで、これは第2部のところではありましたが、44ページ、45ページに関連して御発言をいただきました。引き続き重点的な取り組みとしておりますのは、確かに一面は国が言っているような病院から地域生

活への移行という大きな流れもありますが、区内におきましては45ページの上にならべておられますように、新たに区立障害者生活支援センター、宿泊の要素も含めて来年7月に開設予定ということもありますので、そうした事柄も含めて重点的な取り組みとしてなされているんだという認識で位置づけられていることと思います。

なお、加藤委員からございました予防的な取り組み、この関係については区の事務局のほうで健康部の方でしょうか、もし何か補足説明していただくことがありましたらお願いいたします。

○保健予防課長 健康部保健予防課です。渡部です。

今、委員から御指摘のありましたような普及啓発、特に対象を絞ったような普及啓発については、いろいろと健康部のほうでも工夫を重ねているところでございます。広く区民にも普及生活、いろんなツールを使ってしているところですが、例えば世代別に若者への普及啓発といったことについては、昨年度、中学生を対象とした心の健康のSOSといったリーフレットをつくって普及啓発を始めるなど、その対象に適したような普及啓発を今後とも進めていきたいと思っておりますので、さまざまな御意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○村川会長 ありがとうございます。ほかに、あと4時まで15分ほどでありますけれども、若干時間がございますが。やはり地域で障害のある方々への理解を進めていくということもありますので、できましたら古澤委員さん、あるいは多田委員さん、何かございましたらお願いいたします。

○古澤委員 古澤委員と申します。

私は初めにも申しましたように、障害者福祉というのはとても大事なことで、私の近くにも非常に重度の障害者を持った御家庭がいらっしゃって、本当にただ声をかけるだけで、あとはどうやって生活しているんだろうぐらいの、本当に未熟な私の、そういった方たちへの配慮がなくて、今回これだけの分厚いものをまた読ませていただきまして、この原案をつくられた方たちも、それより前に世界でもおこなっているということが頭にはあったんですね、障害者に対して。新宿区はすごい急ピッチで頑張っておられるんだなと思って、ただただきょうもお声をおかけしたんですけれども、大変でしたねということしか言えませんでした。

民生委員の立場としては、やっこの横文字とか、いろいろ覚えなきゃならない、本当に基本的なことしか勉強できませんけれども、新宿区ではこういう制度があるんだよというのを覚えるのでやっとなんです。これをどうやって皆さんに広めていったらいいか。それか

ら一般、地域の方たちがこれだけ障害者に対しては心を持って接することが大事だということを、区はもっと宣伝しなきゃならないじゃないかとか、そういうことを作成する人たちに
対して、ありがたい、感謝しています。

○**村川会長** ありがとうございます。民生委員さんのお立場からしますと、地域の中にはひとり暮らし、寝たきり等の高齢者の方々への取り組みがあったり、あわせて障害者の分野についても地域のいろいろな実情に応じて御相談に乗っていただいたり、区役所のほうに取り次いでいただいたり、いろんな役割もごさいますので、できましたらそういうことは余りないと思いますけれども、差別や偏見にさらされるようなことがあってもならないし、よい方向を目指していくというのがこの会の趣旨でもありますので、またお気づきの点、御指摘いただければと思いますが。多田さん、何かございましたらお願いします。

○**多田委員** 特にございません。すごくいい計画ができているなと思っているんですけども、この計画を実行するほうがよほど大変なんだろうなと思っております。

○**村川会長** ありがとうございます。今、多田さんのおっしゃった実行するということが今後の課題、具体的なことになっていきますので、その折にもぜひ民生委員の方々を含めて、いろいろな各方面の方々に御協力いただければありがたいと思っております。

第3部の関係についてはよろしいでしょうか。先ほどの課長さんからの説明にも、第3部の一番最後のページであります、97ページ、98ページあたりにおいては、今後における区内の障害のある方々がサービスを利用した場合の費用負担等について、実は今から七、八年ぐらい前ではありますが、障害者自立支援法が立ち上がった時点では、急に利用者負担が1割負担が求められたり、その他いろいろな負担増ということが強調された嫌いがありまして、当時、東京都並びに新宿区役所、いろいろと御尽力いただいて、1割10%ではなく、おおむね3%ぐらいの負担にさせていただいたなど、工夫もされてきたことであります。

今後の財政措置もありますので、現段階ではまだ細かく書かれておりませんが、今後においても利用者の方々の負担が過剰にならないように、また今後は国のほうも制度が少しどうかある程度変わりました、応能負担ということでもありますので、所得状況によってサービスを利用した場合の費用負担も異なってくるということで、低所得の方々については無料ということも含めて、軽減、軽くなってきておりますので、そういう流れを今後も継続努力をしていただければありがたいと思っております。

この関係、もしよろしければ藤井委員さん、どうでしょうか。東京都のほうの動きとか、今ちょっとお立場が違うから御発言が微妙かもしれませんけれども。これはいつもこの

分野では話題としてよく出る点なんでありませう。

○藤井委員 そうですね。今、会長がおっしゃったとおり、障害者施策については平成18年の自立支援法の施行によって応益負担という考え方が導入されて、それがさまざまな経緯を経て今の応益負担になっているということで、ここの部分については今回見直しは特に今のところ考えられてはいないようなので、引き続きということではよろしいかなというふうに思っております。

○村川会長 ありがとうございます。それでは、一旦第3部のところまで一区切りとさせていただきますして、第1部、第2部、第3部を通しまして何かお気づきの点、これはつけ加えてほしいなどございましたら。はいどうぞ、友利さん。

○友利委員 全体を通して疑問に思ったことを申し上げます。8番の40ページでは事業者支援について、今後運営と処遇の両面を見ていくという文言があります。処遇に関してはぜひ各障害の特性を踏まえた職員が適切な支援をしているかという観点で御指導いただければと思っております。運営費に関しては全く触れられていませんが、現場で直接支援する事業者が安定して支援していくためには運営費補助が必要です。

45ページの12番の福祉ホームについて。地域移行という制度の中では宿泊型自立訓練等を利用した場合でも、全員が自立して行けるわけではありません。実際に退院促進支援した経験から考えても、地域移行が難しい方がたくさんいらっしゃいます。病状によってはケアホームのような形のところが必要という場合もあります。上昇志向だけの文言だとちょっと怖いなという感じがいたしました。

それから14番48ページの居住の施策について。ここに障害者の高齢化に関しても触れていただきたいです。精神障害の方、特に長い間服薬していると、認知症等のリスクが高く、自分の生活を形づくるのが非常に難しくなる方がたくさんいらっしゃいます。反面、地域に対する愛着が強くなってきますから、現在及び将来的に生活の維持ができない障害者が増加すると思っております。高齢障害者に関してちょっと触れていただくとありがたいと思っております。

それから、31番、68ページの移動支援について。これは地域生活支援事業なので、入所施設に入られた方は利用できない制度です。新宿区という、この一等地に入所施設ができたということは画期的なことです。近い将来パラリンピックも開催されるのに、制度利用が叶わないために出かけられないということがないようにしてほしいです。社会参加したいという方の思いがもう少し柔軟な制度利用の形で実現できるといいなと思っております。

次に59ページ、発達障害児の27年のモデル事業に関して、東京都のほうは多分、モデル事

業の結果を踏まえて、これから内容を考えるという形だと思うのですが、現場の先生にお話を聞きますと、教師が出前というか、出向いていく形になっていくことで、いい教育を伝承しづらくなっていくという危機感を覚えてらっしゃいます。これは新宿区がどうということではないかもしれませんが、新宿区独自の事業としてこの2校に関して非常に先駆的にやられるということなので、このあたりの検証もしていただけたらと思っています。

66ページの30番、就労の継続及び定着支援、休職中の方について。労働基準法で考えると休職中の方についての責任は事業主にありますが、やはり医療と福祉の支援は不可欠と思います。また以前から福祉と労働現場が融合しないと障害者の方はうまく働けないという現実がありますが、労働基準法ではある一定の仕事量を与えることが事業主の責務であるところが融合の難しいところです。企業の中には、産業医が配置されていないところもあります。障害者が安定的に働くためには、職場環境や仕事内容時間等を勘案していくことが大事です。そこで生きてくるのが新宿区勤労者・仕事支援センターの就労支援室です。事業主と当事者の間に入り両者への支援があることで、就職及び定着につながります。事業主側にもきちんと支援が入るということを明記していただきたいです。 すみません、以上です。

○**村川会長** 多数の項目にわたりましたので、これは事務局並びに次回行われます専門部会などでも精査をした上で検討させていただくということになるかと思えますけれども、きょうの段階で事務局でお答えできることがあればお願いします。

○**障害者福祉課長** 全てありがとうございます。特に一番最後の休職中の方というのは、これは休職中なのにもかかわらず、なのにもというか、休職中なんです、就労支援のB型並びに就労移行支援という、要するに障害福祉サービスのほうで給付を受けたいという御相談がこのところ多く出ておりますが、会社にいらっしゃるのであれば会社のプログラムと、それから就労支援事業というのはこの給付ではないんで、そういったところと組み合わせてやるべきじゃないかという議論をしているところなので、これについては今回あえてこちらのほうでも、やらないと言っているわけじゃなくて、ただ給付じゃないんじゃないですかという思いも含めて。

当然全くだめという話じゃないんですが、もうやめるのわかっているなんていう方もいろいろいらっしゃいまして、そういったときまでお断りするつもりは全くないのですが、どうなんだろうかということで、そこはしっかりと分けて、誰がどうやってやるべきなんだということを考えたいということをごここに明記させていただいたものです。

それからあと事業主さんにそうはいつでも頼むだけじゃなくて、支援もしなくちゃという

こともありましたので、先ほどの事業者への支援とともに、就労支援事業者への支援もやっているのですが、別にやめるつもりはないから抜いているわけではないので、そこは明記させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○**村川会長** ありがとうございます。今、友利さんから出されました点、引き続き検討し、取り上げるべき内容については計画書の中で深めさせていただきたいと思っております。たまたまという失礼ですが、パラリンピックのことが話題になりましたけれども、これはたしか小池委員さんが区役所のオリンピック担当というお立場で、いろいろ御多忙かと思いますが、まだパラリンピック開催までに6年ほどありますので、今から騒ぐというわけではありませんが、区内の関係者、これは開催都市が東京都ということでもありますので、東京を挙げてパラリンピックの成功に関係者として御協力申し上げるといふことかと思っておりますが、何かパラリンピック関連で動きがございましたら御紹介させていただきたいと思っております。

○**小池委員** 一応5つの部の部長と課長兼務ということ。その下の課長が委員となりまして組織されています。現状をお話いたしますと、今はまだ情報交換を月1回やっている程度で、その中で今は国立競技場の問題がありますので、その辺の問題を中心にやっております。

これから具体的に東京都の動き、あるいは国の動き等も含めて、その情報交換が活発になってまいりますので、必要があればこちらの協議会のほうにも報告する事項があれば報告してまいりたいと考えております。

○**村川会長** ありがとうございます。いかがでしょうか。ちょうど時間が4時となってきましたが、きょうはこの全体の協議会におきまして、計画書、素案原案という段階でございます。現在の予定では、次回10月には原案を御審議いただくということで、先ほど秋山委員からもありましたように、次回協議会の際にはできるだけ前もって資料をお送りして、御検討にたえられるように進めてまいりたいと思っております。

また、きょう時間的な制約もありまして、また進行上の不手際もありまして、まだ全員に御発言いただいていない向きもございますので、今、事務局のほうでペーパーを1枚配付してもらっておりますが、きょうの現段階の計画書の素案原案につきまして、各委員からお気づきの点、御発言の点をもう一度確認ということでも結構ですが、それ以外にこういったことがあるのではないかという、できれば積極的な御提案なども含めまして、これを区役所のほうにファクスまたはメールアドレスも載っておりますので、メール送信でも結構でございますが、こういった形で委員、御意見をさらにお寄せいただければありがたいと思っております。

ます。こうした内容を踏まえまして、今後に向かって進めていきたいと思ひます。

最後になります、副会長、春田さん、ありましたらお願いします。

○春田副会長 私は来週、就労支援の施設と、それから子どもセンターを連日見学しに行きます。友利さんが言ったように、利用者ばかりじゃなくて、働く側の人たちの話も聞いてみたいと思ひます。ちゃんと彼らが元気に働いているのかというのが私もえらい気になるわけありますから、その辺の視点も忘れないようにして臨みたいと思ひます。

あとは国の動きがちょっと、医療・介護の関係の法案が通って、来年あたり要支援レベルが本当になくなってしまふんだと思ひますけれども、これでいいのかというのが私なんかは該当者ですからちょっと気になるところであります。それは区役所がどうするかという問題も、ここにもかかわる問題です。頑張りたいたと思ひます。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。片岡先生、お願いします。

○片岡委員 またこの計画全体、先ほど委員の方おっしゃいましたように、大変なことだと思ふんで、絵に描いた餅にならないようにお互いにということだと思ひますが、まずは御苦勞さまだと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○村川会長 ありがとうございます。それでは今後の日程等について事務局のほうから触れていただきます。どうぞ。

○障害者福祉課長 ありがとうございます。では今後の日程の確認でございます。

まず9月29日月曜日、2時から専門部会の第4回目を開催いたします。301会議室でございますので、専門部会の委員の方はよろしくお願ひいたします。

そして、第3回障害者施策推進協議会、この会でございますが、10月17日の金曜日、午前9時半からこちらの会場で行いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、先ほど会長からお知らせのございましたこのアンケートでございますが、回答期限、9月1日月曜日、約10日間で申しわけないんですがお願ひいたします。特にお子様関係を集中的に見てくださいますとありがたいです。3部構成に分かれていますので、いずれかの1章を読んでいただいた中で御確認いただいて、子どもなら子どもの分野でお書きくださるのは十分ありがたいので、よろしくお願ひいたします。ぜひとも一言ずつ。

前回の専門部会で、山口委員、島田委員、金子委員から、合理的配慮のことや、それから本人目線での文言が必要なんじゃないかといったことについて、ご意見いただきましたとともに、全部読むの大変だからパート分けしてくださるといいなという御意見もありまして、

本当にそのとおりだなと、先ほど来、厚い文章がと何回もありますが、そういったことで逆にここだけ絞って読んで全体の感じというふうな御意見でもいいので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほど申しましたが、こちらの推進協議会、第1回、前回の会議録について御自分の発言されたところだけでもよろしいので、ぜひ見ていただきまして、ホームページに公開をしようとしておりますので、ぜひともこちらの今のお配りさせていただきました御意見の中の一番下のところにもございますので、こちらのほうで訂正箇所ございましたらよろしくお願ひいたします。

以上です。

○村川会長 ありがとうございます。それでは今ありましたように、前回の議事録案ができておりますので、各委員お目通しをいただきまして、御発言に沿っているかどうかお確かめをいただきたいと思ひます。並びに先ほどのこのファクスまたはメールによりまして御意見、いずれも9月1日までよろしくお願ひいたします。

次回の全体の協議会が今のところ10月17日金曜日午前、専門部会が9月29日月曜日の午後ということで予定をされております。よろしくお願ひ申し上げます。

特にございませんでしたら、これにて閉会とさせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

午後 4時06分閉会